平成２３年（フ）第３１６号
岡山県笠岡市吉浜2481番地７
債務者　左山　美鈴
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６３８号
鹿児島県鹿児島市和田町1041番地117　丸信ハイツ201号
債務者　渡辺保三郎
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９９７号
東京都立川市栄町５丁目21番地の１公社住宅631号
債務者　矢野　英顕
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６７１号
東京都調布市若葉町１丁目１番地38ドエルＫ101
債務者　佐々木　啓
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中３棟105号
債務者　松本　里恵
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３０８号
横浜市保土ケ谷区峰沢町342番地　桜台ハイツ４棟406号
債務者　一村　豊子
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８７号
神奈川県海老名市大谷北３丁目32番26―202号
債務者　松本　清貴
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４２５号
横浜市緑区三保町2328番地18
債務者　相場　貴晴
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４３０号
横浜市神奈川区三枚町179番地18
債務者　青柳　湖雪
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４４０号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目８番16―302号
債務者　高橋　夏樹
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４４２号
横浜市磯子区杉田５丁目26番１―612号
債務者　古澤　美恵
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番３―404号
債務者　佐藤　　恵（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３号
横浜市磯子区森１丁目６番23―1006号
債務者　橋本　　葵
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７０号
静岡県牧之原市地頭方473番地　ハイツ地頭方211、旧住所静岡県牧之原市地頭方１丁目56番地
債務者　籔　　潤晶
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３７号
静岡市駿河区池田557番地の１　サンシティー池田201号
債務者　森本　公江
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３８号
静岡市駿河区池田557番地の１　サンシティー池田201号
債務者　森本　和男
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部